

赤字（下線）は注目すべき発言、青字（斜め文字）は住民コメントです。

平成23年3月9日 霧島市議会建設水道委員会 霧島市行政聴取

【再開 午後 3時58分】

委員長 塩井川 幸生 君

休憩前に引続き会議を開きます。引き続き陳情第2号を議題とします。執行部の見解の説明を求めます。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

陳情2号永水地区水害についての環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書について。まず仮称霧島国際カントリークラブの建設事業につきましては平成4年の12月に鹿児島県の土地利用承認を受け、また平成5年3月に同じく鹿児島県の林地開発許可を受けてゴルフ場の造成工事等を行ってきていますけれども平成9年8月に社会経済情勢等の悪化により造成工事を中断し現在に至っております。それでは永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書について市の見解を述べさせていただきます。7月3日未明の豪雨では湯之宮地区々永水地区の被害が甚大であったため7月5日に、(仮称)霧島国際カントリークラブ造成地の状況を事業者の案内で調査を行いました。当時の状況としては開発区域内にも崩壊はあったものの、造成他の大規模な崩壊は確認できませんでした。(事業者の案内で崩壊現場を案内するはずがありません)また、開発区域周辺部にも山腹崩壊があり、手箒川は上流域の崩壊が原因とみられる濁水が確認される状況でありました。その後、7月22日に手箒川流域の6水利組合から、今回の手箒川氾濫の原因は(株)キリシマのゴルフ場造成地が原因であるとして、環境保全協定第9条の規定により市が(株)キリシマと流域の水利組合が受けた被害について補償交渉すること、行政責任を明らかにするよう要求されております。しかし、今回の豪雨災害時の霧島総合支所設置雨量計では、時間最大雨量が126mmで過去最大雨量となっており、午前0時から6時までの雨量も324mmで稀に見る集中豪雨でありました。また、河川氾濫は手箒川だけでなく市内の狩川や郡田川、尾谷川も氾濫し、隣接の曾於市や都城市の一部地域でも河川が氾濫し大きな被害が出ております。このようなことから「霧島市が環境保全協定に基づき(株)キリシマに対し損害賠償の補償を要求することは難しいと」回答したところであります。(防災施設が完成し、維持管理が適切であったらどうなったかの見解が欠落している、加えて平成22年11月、行政、住民の共同視察の結果、シラス地盤の浸食、盛土面の崩落があり、協定書に基づく防災措置を指導していることとの整合性が取れない)

委員長 塩井川 幸生 君

これより陳情第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 植田 利博 君

霧島総合支所長のほうから市の公式見解ということで、意見が申されましたけれども、前田市長が要望書の回答、平成22年9月13日付の永水地区水利組合の代表者の方に対して、要望書の回答ということで、今言われた趣旨の回答がなされておりますので、改めて今日現在の市の基本的な考え方だと受け止めましたけれども、建設部長は要望書、陳情書を出された地域の方々と同行をされて、現地を見られたということですが、それは何月何日のことですか。

建設部長 篠原 明博 君

私のほうが現地を地域の方と一緒に見ましたのは、平成22年11月2日でございます。

委員 植田 利博 君

その時にはもう既にそれぞれの調整池に流入をした土砂が除去された後だったと思いますが、確認をさせてください。

建設部長 篠原 明博 君

11月2日ですので、災害が起きた後の期間を要しその間に様々な指導等があっあって、部分的に土砂の除去あるいは作業がされている状況でございました。

委員 植山 利博 君

それで、私も今日陳情者の方々と同行して現地を見させていただきました。そしてそのあと室内でいろいろ説明を受けたあと、企業の開発をされようとしている企業の代表者の方を招きましてお話を伺ったところなんですが、それで私が感じたことは、やはり両者の考え方というか、大きな食い違いがあるというような感じを受けました。陳情者の方々はその7月3日の災害以前に、相当の土砂が調整池内に既に流入をしていて、その災害が発生した7月3日の段階ではとても調整池の十分な機能はなしていなかったんだと。だから、あれだけ想定外の豪雨だったわけですけれども、下流域に大きな被害を及ぼしたのはその調整池、3つのABD、3つ調整池が調整池としての機能を十分に果たしていなかったから、あの災害の全てとはいわないけれども、何がしかの責任があるのではないかという考え方。企業の方は、調整池に流入があったのは認めてらっしゃいますけれども、造成工事を中断した平成9年頃から11年頃にかけては相当量の土砂の流入があったけれども、その後はほとんど流入もなく、落ち着いた状況で、その最初予定している調整池の規模以上の能力のあるものであったので、土砂の流入があったけれども、調整池としての機能は十分だったんだと。(業者は未完成の調整池が調整能力を持っているという容認できない発言をしている)だから今回の昨年7月3日の下流域での大きな災害は調整池の機能不足のために引き起こされたものではないというような大きな見解の違いなんですね。そこでお尋ねをしますけれども、市としては7月3日の以前の調整池の状況については、把握されておりますか。

都市整備課長 川東 千尋 君

本年度については、正確な期日はまたちょっと今思い出せませんが、昨年の5月に、毎年県の担当課のほうで年に1回現地調査をされるときに同行して、当然7月以前ですが、5月頃だったと思います。そのときに確認したときには、ほぼその7月3日後に我々が確認したときと変わらないか、それより少し少ないかそういう状況だったと、確実ではありませんが、そんなふうに記憶はあります。

委員 植山 利博 君

それぞれ開発そのものは中断しているわけですがけれども、環境保全という意味から県、市が点検をされていると聞いております。私もがいただいた資料によりますと、土地対策室パトロール、森林保全課パトロールというのが定期的に行われているようですがけれども、これは県の組織ですか。これには市が直接関わってないと理解してよろしいですか。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたように、地域政策課の土地利用のほうのパトロールと林地開発におけるパトロールが両方とも県の組織でございます。先ほど都市整備課長が話をいたしましたように、土地利用協議に伴うパトロールについては市が年に1度のパトロールに同行するという状況になります。

委員 植山 利博 君

林地開発については、県の許認可だろうと思うわけですがけれども、霧島町長が(株)キリシマと結んだ環境保全協定書については、これを霧島市が継承していると認識してよろしいですか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

そのとおりであります。

委員 植山 利博 君

そうならば、これにおける第2条、環境保全の基本理念であるとか、9条、被害補償等についてのこの協定は、霧島市が責任を持って履行しなければならない、もしくは開発業者であるキリシマが責任を持って市とともに履行しなければならない協定だというふうに理解してよろしいですか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

開発協定、それから環境保全協定これらのいずれも、県の土地利用承認にあたってその中にそれを結ぶような文書があって、その協定の元に結んでいるものであります。当然うたわれていることについては、市も環境保全協定書、開発協定書ですね。それについては、当然やっ

かないといけないことだと。

委員 植山 利博 君

今そこで、主たる例えば今回の陳情は、環境保全協定に関わる協議をするように市に対して指導してくださいという議会に対する陳情なんですよ。そうしますと、協議はするべきだというふうに市は、見解としては今回の災害がこの企業にあるとは認められないという見解ですけども、協議についてはすべきだと思っておりますか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

昨年の12月の1日移動市長室の中で、水利組合の方と市長の面談がありまして、その中で水利組合、それから事業者、そこらを含めて一緒に協議の場をとというような話が出ております。これについては今まだ調整をやっている段階です。

委員 植山 利博 君

それはですね、私も先ほど陳情者から聞いたんですけども、その後まだ回答がないと、今答弁でも調整をしていると言われたわけですけども、その割には先ほどの明快な市の立場というか見解を示されたわけですけども、そうなれば今おっしゃった調整中だということと齟齬を生じていると言わざるを得ないと思うんですがいかがですか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

確かにそういうのもありますけども、事業者の方も一緒にひっくるめてということですから、当然やらなければならないと。遅れているのはちょっとあれですが、事業者のほうからいろいろと調べてくれというのがありますが、(行政の責任者としてしっかりした答弁をするべき、何を言っているのか、意味不明)意見が食い違う部分はありますけれども、それはやはりそういうことで市長も約束していますから、やらなければならないと思います。

委員 植山 利博 君

それではもう1回整理をして確認をします。市の見解としては、今回の7月3日の様々な災害は株式会社キリシマの造成もしくは調整池に起因するものではないという見解は持っているけれども、陳情者からも要望があったり、それから1日市長室でのやり取りがあったり、企業からの申し入れというか、もあって、今後、市それから陳情者、企業を入れてテーブルについて協議をするというふうに理解してよろしいですか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

はい。そのとおりです。

委員 前川原 正人 君

水利組合からの陳情ということで業者さんにも来ていただいて、先ほど審査をして双方の言い分をお聞きしたわけですが、まずお聞きしたいのは、先ほど植山委員の部分と重複する部分がありますけれども、この環境保全協定書ですね、この中で管理責任体制の確立ということで第4条でうたわれてますよね。これを行政側としてはどういう認識をもっていますか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

管理責任体制の確立ということで、事業者の方は専任の管理者をおき、管理責任体制を明確にしなければならぬとありますけれども、実際もうかなり年数が経っていますし、今ここにそういった資料等も持ってきておりませんが、当時出されているかどうかですね。そこは今のところちょっと確認はできません。

(何にもわかりませんという極めて無責任な答弁です)

委員 前川原 正人 君

やはり何のための管理協定書かわからんわけですよ。実際9条の陳情書にもあるんですが、苦情への対応とか、8条の中でですね、これはあくまでも乙は株式会社キリシマはゴルフ場の開発及び事業活動に伴い、住民等から公害苦情の申し立てがあったときは、誠意を持ってこれに対応し解決をするものとする。することができるとはなっていないわけですよ。当時の協定書の先ほど部長もおっしゃいましたけど、旧霧島町の協定書の時代とこれはずっと引続いていて、今霧島市とそのことはちゃんと担保されているという前提の下での話しになりますけれども、だとするならば、じゃあどこでこの苦情の処理とか、被害の補償等とか、これは出た場合

ということになりますけれども、どこで担保するおつもりなんでしょうか。

建設部長 篠原 明博 君

おっしゃいますように、環境保全協定にあります苦情への対応ということで、乙はゴルフ場の開発及び事業活動に伴い住民等から公害苦情等の申し立てがあったときは誠意を持って対応し解決するというところでございます。これが昔の町長でございますが市と開発業者との協定でございまして、そういったものについては市のほうで対応するということになるかと思えます。

委員 前川原 正人 君

それが今部長がおっしゃるのは、その何か問題が出たら話ですよ。しかし協定書の中では、調査の結果これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合と書いてあるんですよ。予測まで書いてあるんですよ。本当は事実に対してどう手を打つかということなんですけど、推定ということは、されるであろうという、あくまでも想定外も含めた推定という理解になると思うんですけども、そうしたときに先ほどの支所長がおっしゃるように、県のほうの林地開発の関係ともリンクしていくと思うんですが、そうすると、先ほどの支所長の話では、県のほうが立ち入り検査をして、それに対して市が乗っかってというふうにおっしゃいましたけれども、そうすると霧島市の責任が曖昧な部分が出てくると思うんですよ。だから市としてどういう取り組みをしていくのかというのが、はっきりと出てくる必要があると思うんですけど、そのへんについてのお考えはどうなんでしょうか。

建設部長 篠原 明博 君

この環境保全協定、あるいは開発協定につきましては、当初支所長が答弁いたしましたように、県の土地利用協議及び林地開発といった許可に伴うものの元に作られた環境保全、あるいは土地開発協定であるという認識をいたしております。今ここにあります、例えば苦情の対応あるいは被害補償等の文言がありますけれども、あくまでも中に入る市が住民の苦情等については中に入って業者と協議をしましょうという環境保全協定になっています。その中でどうゆうものに対して、例えば基準を上回る云々で、そこで施工の不備によるもの、あるいはそういった想定される、例えば対応すべきものをしていないと、そういった基準というものについては、例えば許可権限とかをいただいている中の基準の中で判断しないと、この中で我々が例えばこれがどうだこうだという議論は非常に難しいと、最初の許可権限の中にある林地開発にある基準に則ってされているというものを想定し、その中で飛び越えて、例えば範囲内でない、あるいはそれをこえた時に我々が、例えば中に入ってその許可基準にあわせるというものの調整をしていくというかたちでの協定ではないかと。ここに書いてございますように市と、市の方があくまでもその開発業者に対してここはどうですと、ここをこえておりますので危ないというものを判断して、我々の方がこの開発業者に対して指示するというものではなくて、一応協定に基づくものを判断しながら中に入って調整する立場の協定書だと理解しております。

委員 植山 利博 君

今部長がおっしゃったとおりだと思うんですよ。私も主たる権限はあくまでも県にあると、それは当然そうだと思います。だから林地開発の許認可者は県ですから、あくまでももし瑕疵があってですね調整池に瑕疵があったり条件を満たしていなかった場合に指導したり、許可を剥奪するとかそういう権限は県にしかないと思います。ただ直接住民が生活している直接の住民の福祉の向上を目指す市として現場の声をどう反映して行政の中でですねどう位置づけるかという、お手伝いをするというか、市民の立場に立って県に要望するなり、要請するなり、働きかけるなりというのが市の立場だろうと思いますので是非ですね先ほど業者の方もテーブルについて市民の皆様と協議をしたいという明確な意思表示をされておりますので是非そういう場を作って市としての市が担うべき役割をきちんと担ってもらいたい。そして県は県として更に強い責任を県が持っているわけですから県に対して働きかけをしていただきたいということ強く申し入れておきたいというふうに思います。

*(霧島市行政は無能だ、しっかりしなさい、住民意思をくみ取って動きなさいという指摘です。)*

委員 前川原 正人 君

私が言っているのはですね確かに部長がおっしゃるように、県に許認可権なんですよね。最終的にはですね。なんです、ただ当時の環境保全協定かですよ何のために結ばれたのということになるわけですよ。許認可は確かに県がもってますよ。でもこの環境保全協定書を見るとですよ推定まで書いてあるんですよ。何らかの問題が発生した場合はこれこれこういうことをちゃんと担保するんだということを書いてあるんですよ。だから見解の相違といえはそこまですけど。しかし市の方が部長もおっしゃいましたし、当時の近藤町長ですかね、旧霧島町の町長ともちゃんと契約履行を守る、守らないは別として、契約書は存在しているわけですよ。それならばどこでそのことが担保されなければならないのかということになってくるわけですね。それに対して陳情者の皆さんは一番いかなのは、一番ベスト、ベターなのはそのままゴルフ場がしっかりと出来ていけばこんな問題は出てこなかったわけですよ。災害も今年の7月の2、3日でしたかね、126ミリという豪雨災害、雨が降ってこういう状況、これも降らんかったらどうかという議論になるんでしょうけど。しかしそれは言えないことですので、過ぎ去っている部分ですので。今後どうなるかという点は推定という点で行った場合にはですねやはり行政がイニシアティブといいますか林地開発の県の許認可権はありますけれども、しかしその中で市の市が橋渡しをして双方協議につく、もしくはそれを解決をする糸目をつくっていくというのがやはり霧島市のあるべき姿だと思うんですよ。そういう点でみた時に協定書の存在が曖昧になってはいけないと思うんですよ。だから基本的にどうなのかということ。先はどの論法で行けば県が許認可を持っているのでそれに対して市は従いますでは市の主体性というのが出てこないわけじゃないですか。だからどこで苦情とか処理とか、補償が調査の上でちゃんと確認ができた場合にどうするのとなった時にですねどこでこう、行政というのは県と市とあるわけですけど。市の行政がちゃんと面倒を見るといいですか、ちゃんと補償をするテーブルにつくための努力をしていくというように私は考えているわけですね。許認可権は別として。そこらへんが曖昧にされかねないのかなという気がするのでお聞きをしているんです。許認可権は確かに県にありますけど。市としての基本的な考え方ですよ。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいました例えばこの9条の被害補償等のものでございますが、調査の結果これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合云々とございます。例えば市としては今回の雨については非常に集中豪雨であり稀に見る予測しない大雨であったと。そしてここだけでなく、手籠川上流の広範囲にわたって災害を起因するような大雨が降ったということで、なかなかこの調査の結果、この部分に起因するなかなか推定する、但しこのゴルフ場開発におけます大雨にたいする施設の検討、あるいは決定事項で伴う開発防止をするべき施設というものの判断は全て県の範囲内でされているわけでございますので、その許可の中でどういう形で整備しないといけない、そうした時にどれくらいは対応できる。これ以上降ったらというのがあると思うんですよ。それを例えば許可権限が無い我々のほうがこれはダメですよとか、これが原因ですよというのは非常にできない状況です。だからそこを我々としては先ほどありましたように市の立場は、市民からそういう苦情が出ているということであれば、そういった技術的な指針をどうかたちで県がされて今後そういうかたちで指導をされるのかということを充分見ないことにはなかなか判断できないと。そういうことでございますのでこれに伴う市が主体となって災害補償云々というのはなかなか難しい状況だと思います。ただおっしゃるように先ほどお話がありましたように、県もしくは業者の方、市民の方と調整をしながらやはり全体的な中で判断しないと我々のこの段階でどうだというのはいえないというのを答弁をしたわけでございますので、今後はそういうものを含めて県な どの指導をどういうふうにするのか、そういうの見ないとですねなかなか判断できないということで我々はそういう判断をしたわけです。

(事業者責任があるか判断できない霧島市行政が、事業者責任は問えないという判断を行っています、私は無能ですと霧島市行政は答弁しています)

委員 厚地 覺 君

この協定の問題も出ましたけれど、この当時園田水利組合長が農業委員会会長の立会いの元で同じような協定を結ばれていますね。その点は今言われたとおりのようなことなんですけども、なぜ7月22日に陳情者から要望書を出されて8月3日に再度要求され、そして9月13日に回答されていますが、この遅れた理由は何がそれほど遅れたんですか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

事業者からの聞き取りとかそういったこともありましたし、また内部的な協議等もあって遅れております。

委員 厚地 覺 君

先ほど課長が5月に確認した時には異常はなかったと。それでまた総合支所長も7月5日の調査では起因ではないといわれましたけど。この5月に確認された時の証拠写真がありますか。確認したという。

都市整備課長 川東 千尋 君

これは先ほど申し上げましたとおり、県の方の依頼で市も同行して我々も行ったわけですが。期日は5月14日でございます。平成22年の。確か午前11時からということで時間もありませんで、さきほど私が答弁いたしましたのは現地を確認されたのはA調整池のみでございますので。A調整池につきましてはご覧になったかもしれませんが、縦の溝が掘ってあって、ある程度擁壁もちゃんと見えていまして、それなりの容量かあるようには見受けられたと。5月の当時はですね。そういう状況でございます。(写真はとの声あり)写真は我々は持ち合わせておりません。(一部のみしか見ていない、証拠の写真も無いという無責任答弁です)。

委員 厚地 覺 君

せっかく雨季に入りつつあるわけですから。証拠写真をとっとかんとただそのまま走り回って確認しただけではちょっと話にならんと思うんですけど。今後ですねいろいろ言われておりますように、手籠川の土砂の問題。この原因も一因はあると思うんですよ。このへんを含めて市としてはどう今後考えていらっしゃるのか。指導はされているらしいでしょうけども、いろいろとOBが入ったりしてその問題点もありますからそのへんもしっかりとやってもらいたいと思います。

建設部長 篠原 明博 君

今回の災害に伴いますいろんな山腹崩壊が相当数あったわけで。それが手籠川に流れてきて土砂があるというふうに認識いたしておりますので、その分がどこに沈砂しているというのはなかなか難しい状況です。そういったことから市といたしましてはそういった災害を未然に防ぐためになるべく早く県のほうにそういった要望をしていくと考えています。

委員 久保 史郎 君

今日現地を見させていただいたんですけども、業者のほうからはその他に国有林のですね面積が非常に大きくて、防災ダムがほとんど埋まっていると。それで7月3日の大雨によって土砂災害があふれ出だのが流れたというような指摘もあったわけですよ。市としてはそのへんは確認はしていらっしゃるませんか。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

国有林の状況につきましては鹿児島県の国有林管理所が支所のほうにみえられまして災害のあった、その時期を逸しない時期、1ヶ月もしないうちだったと思います。見えまして写真も持参されました。それを見て見ますと相当な被害が出ていますというようなことで。航空写真等もつけてございまして、上空から見ても相当ひどい、何箇所も崩壊地が見受けられる状況ではございました。それで私どものほうも営林所の砂防堰堤これの全てではないですけど、何箇所か見ました。最近できた堰堤がA調整池のすぐ上の方にありますけども、それは昨年できた記憶していますが、それもすでに全部埋まっております結構土砂が上流から流れてきたと、国有林の中から流れてきた状況は確認しております。

(4月13日森林管理署に確認しました。A調整池のすぐ上の砂防ダムは土砂で埋まっています。写真もいただきました。担当者にうかがいましたところ、土砂がA調整池に流れたとは言っていないという回答でした)。

A調整池の流域面積は121haです。開発面積に加えて、上位国有林も含めて調整池容量は算出されます。当たり前の話ですが、水は上から下へ流れます)

委員 久保 史郎 君

土砂が埋まっているのではなくて、結局7月3日のような大雨が降るとですねこうやって下場のほうで被害を受けられますと、結局ゴルフ場跡地であろうと国有林であろうとそんなのは関係ないわけですよね。被害を受けた方にとっては、要はそうやって確認をされた時点で県のほうに土砂撤去などを申し入れをされるべきであったのではないですか。加治木の。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

手籠川の状況についてもうしますと。現在の状況としてはですねどうしても土砂をどけないと河川断面が足りなくなってしまう部分については現在のところ確認しておりません。大規模な土砂堆積があるという事は私どものほうでは調査した範囲では見受けられないというような状況であります。(住民はこの見解について納得していません) それと国有林の中の砂防の復旧、山林の復旧についてはですね、鹿児島森林管理所のほうはすぐに予算を取って治山工事なりそれから砂防堰堤の工事なりそういったものをすぐ実施したいというようなことで話をされました。最近ではヘリコプターによる地滑りをしたところの被他の航空じっばん法といえますか。そこに種をまくような工事も終わっています。この間電話がきまして確認しましたら治山工事をあと2ヶ所ほどやる予定だということをお話されておりました。(事業者に対して、すぐに防災施設の完成を指導しないのか、不思議な対応です)

委員 久保 史郎 君

次にですね伊佐地域の振興局のほうからですね一応キリシマの鎌田取締役社長のほうに対して現地調査の際に未完了部の早期完成を要請をしたところなんですということでもらった資料の中でですね報告書が出てるんですけど。この内容については市の方にも報告書は来るんですか。それとも市のほうは全然知らないということなんですか。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

始良地域振興局のほうから市の方に対して直接このような指導をしましたということについてはですね話はしておりませんが、文書的にはこちらのほうから地元の方からこういう文書をもっているんだけどという話があったものですから問い合わせをしたらですねコピーをいただいたという状況です。(間抜けな行政であることを認めています)

委員 久保 史郎 君

このコピーをいただいてですよこの内容で例えばその擁壁が未完成、今日の現地の人達がお示しをしてくださったんですけど。あるいは底盤のコンクリートもうっていないというようなことは今後の対策として現状を維持しますと書いてありますよね。何もしないということですよ。これから読みますとですよ。こういうことに対して振興局の方ではこれでいいのですかということをお市のほうは振興局のほうに問い合わせはされなかったんですか。

建設部長 篠原 明博 君

今お話いただいたその林地開発許可他の指導、改善指導についてという文書を直接ではなくて地権者の方からもらったというようなことで。そのなかでは現状において遵守をされていないと早急に対応されますよう指導するというようなかたちで書いてありますので、当然それは林地開発の中で始良伊佐地域振興局が適切に指導していただくと我々は読んだんですけど。(霧島市は何もしませんとの発言です、極めて無責任)

委員 久保 史郎 君

指導していただいて会社の方からは現状維持しますということは、そこはそのままですよという返事ですよ。そうしますと担当部局としましてはこの返事をもった住民の皆様からこれをいただいたわけですので。このような返事をいただけてもこれは最初の契約どおりされないんですかということぐらいは、確認はですね私はすべきだと思いますけど。市民の側に立てば。その点は指摘をしておきます。それからもう一点この資料の中でですね、工事の進捗率がですね調整池に関しては40%という表が出ているわけですよそしてこれが22年くらいですか、49%ですか排水池の進捗率がその後ですね平成8年の時点で工事を止めている

わけですからそうしますと排水池の完成はされていないということなんですよ。50%、49%ということは。そこらへんについてはどう考えていますか。

都市整備課長 川東 千尋 君

調整池工事につきましては毎年通知を通じて出される、県のほうにですね、表の中に確かに今委員がおっしゃるような49%という進捗率が書いてございまして。その池もそれぞれの進捗率が書いてありまして、この49%という調整池が基本的には工事に入る前に100%完成。調整池をさせるべきなのか、どこまでが今その機能を有しているのかというのがこの進捗率だけでは我々は判断がつかねるものですから。ですのでおっしゃるとおり土工事とかも90%とかですね。その辺の雨水排水が75%とかいろいろありますけど、それとその調整池の49%がどのようにおたがいかみあって機能を果たすのかというのが我々のほうでは判断しにくいです。（霧島市は判断能力を持っておりませんという答弁です）

委員 久保 史郎 君

先ほど植山委員からも発言がありましたように、とりあえずは鎌田建設とですね、それから地域住民の皆さん方と一緒に現地を視察するなりですね。片一方からの意見を聞くとしてですねどちらの言い分もそれぞれあるわけですよ。でも被害を受けたのは霧島市民ですので納得してもらえような、また鎌田建設の社長のほうもですね地元のことから誠意を持って対応するというようなお話も今日の中でありましたので、早急にですね現地調査をしたり話し合いをしたりですねそういう協議の場を作っていただきたいと要望しておきます。

委員 志摩 浩志 君

久保委員も発言がありましたけども先の建設会社との話し合い、聞き取りではお互いに話し合いをしたいんだということで行政にも申し入れをしておるということですのでけれども把握されておりますか。

霧島総合支所長 川野 茂樹 君

去年の年末だったと思いますけど、鎌田の方にも市が直接話をしております。

委員 志摩 浩志 君

霧島のかたも話し合いをしたいんだと要望されておりますし、今度の陳情書も協議を求める陳情書でありまして、話し合いの場を作ってくれという陳情書であります。早急な相互の話し合いをですね。そうでないと市民はどこに頼ればいいのかわからないわけです。行政が市民のためにその場を作って中立ちをする。そういうのも少し真剣にですね、更に真剣に、こういう場が欲しくてこういう陳情書が出ておりますので早急に段取ってもらいたいと思います。

委員 植山 利博 君

私もですね要望になると思いますけども1点だけ指摘をしておきたいと思います。今久保委員のほうからもありましたように、調整池の建設が50%弱で止まっていると、と同時にですねゴルフ場建設そのものも途中で止まっているわけですね。だから調整池の建設というのは宅地造成であるとか木を切って山の造成をすることかということによって保水能力が低下することによってその保水能力を一時調整池で溜めてですね適正な量の水を下流に流すと、そのための用をなすのが調整池だろうと思うんですよ。ですから県の振興局が指摘をしながらですねそれに対する回答書を受けながら溜まっているということは開発行為そのものが何%で停滞していた場合は調整池そのものも当初計画の何%で大丈夫なのかどうなのか、私も技術屋でありませんのでその辺のところの把握が出来ておりませんけれどもやはり執行部としてはですね許認可権も無いし指導する立場にも本来はそういう意味ではないのかもしれませんがその辺の把握をしていただきたいと思っておりますけどいかがですか。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたように県のそういった開発行為そのものの考え方を我々の方にもお示しいただいて県がやはりその都度判断していらっしゃるわけでございますのでそういった開発行為に伴います調整池の考え方とかあるいは施設の考え方とか十分我々もお聞きしながらそういったものを市民の方々に伝えることを是非やっていきたい。われわれのほうもこういった開発について県のほうにいろいろお聞きをするんですけど、なかなか具体的なものまではお示



しをいただいている状況でありますので、こういった機会でございますのでなるべく早く県のほうにそういうかたちをお示しいただくようお願いしていただきたいと思ひます。

(鹿児島県と霧島市の情報交換に欠陥があることを意味します)

委員 新橋 実 君

今回陳情者のかたと業者のほうと両方意見を聞いたわけですが、やはりお互いの意見が兼ねあっていないものですからしっかり市のほうもこの陳情に対して責任を持って補償交渉の話をする。補償交渉というか場を与えるということですのでしっかりとその中でですねお互いに食い違ふところをしっかりと聞いていただいてスムーズに運ぶようにやっていただきたいと思ひます。

委員長 塩井川 幸生 君

他にありませんか。(なしという声あり)無いようですのでこれで質疑を終ります。ここでしばらく休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。